

第20回福井地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成25年7月9日(火)午後1時30分から午後4時00分まで

2 開催場所

福井地方裁判所第1会議室(3階)

3 出席者

(1) 委員

揖斐潔委員(委員長), 海道洋子委員, 山岸恒一委員, 竹川重弘委員, 田辺信委員, 松田淑子委員, 嶋田照剛委員, 山川均委員, 橋本修明委員, 樋口英明委員(10名出席)

(2) 事務担当者

小林局長, 西井次長, 紫藤民事首席, 打田民事管理官, 南出課長, 海住課長, 笛吹企画官, 谷先庶務係長

4 議事

(1) 委員長互選

(2) 委員長挨拶

(3) 裁判所の個別労働紛争事件についての説明

(4) 福井県労働委員会の紛争処理についての説明

(5) 労働局の紛争処理についての説明

(6) 意見交換

5 意見交換要旨

別紙のとおり

6 次回開催期日及び意見交換のテーマ

(1) 次回開催期日 平成26年1月28日(火)午後1時30分

(2) 意見交換のテーマ 裁判員裁判の実施状況について

(別紙)

意見交換の要旨

(:委員, :委員長)

- : 一般の労働者が個別労働紛争についての相談を考える場合、裁判所のことがすぐには頭に浮かばないと思う。しかし、裁判所にも調停，訴訟，労働審判等の個別労働紛争を解決するための手続が用意されているのだから、もっと広報活動に力を入れるとよいのではないか。
- : 個別労働紛争解決手続を含めた裁判所の手続について、一般家庭に配られる広報誌に定期的に掲載し、広くいろいろな方の目に届くようにするとよいと思う。
- : 配布先になっていない福井県生活学習館など、多くの人に手にとってもらえるような場所に裁判所の手続についてのリーフレットを置くとよいと思う。
- : 個別労働紛争を扱う窓口として、労働局、労働委員会及び裁判所などがあることが分かったが、どの事例であればどの窓口がふさわしいという基準のようなものはあるのか。
- : 個々の事例によるが、弁護士の立場から言えば、大きく分けて、金銭の問題であれば裁判所、解雇撤回や最低賃金の問題、労働条件の改善などは労働局や労働委員会、また、組合が絡む問題であれば労働委員会が窓口としてふさわしいのではないかと思う。
- : 裁判所では、労働局や労働委員会から講師を派遣していただき手続の説明を受けたり、逆に講師を派遣して、裁判所の手続についての案内をしたりして、他機関との交流を行っている。裁判所に来庁した相談者であっても他の機関を紹介する方がよい場合もあると思うが、今後、他機関とどのように連携していくとよいか。
- : 労働に関する法律では、他機関との連携ということは考えられていない。裁判所では強制力がある判決等が得られる代わりに手数料等が必要であり、場合によっては弁護士が必要となることもある。逆に、労働局や労働委員会の手続は簡易，迅速，無料だが強制力はない。連携というよりも、それぞれ

の機関がそれぞれのメリットを利用者にアピールしていくべきなのではないかと思う。

： 裁判所における個別労働紛争解決手続について，今後どのように情報を発信していったらよいか。

： 若者はインターネットで検索をすることが多いが，裁判所のホームページは非常に充実しており，裁判所は積極的に広報活動を行っていると思う。年配の方にもっと裁判所のホームページを見てもらえるとよい。

： インターネットには無限の可能性があるので，活用すべきである。ホームページについては，レイアウトを工夫すると関心が高くなるのではないか。正確で細かいデータだけでなく，一覧性がある分かりやすいデータを掲載するなどメリハリをつけた構成にするとよいのではないかと思う。

： 紛争の当事者になるとまずインターネットで検索する人も多いと思うが，裁判所のホームページを見るより，自分の事例を具体的に示して解決策の提案を受けるサイトに行くことも多いので，紛争解決を考えるにあたって，裁判所のホームページも見てもらえるような方策を考えるとよいと思う。